
考え方4 FISIMの対象となる商品範囲

添付資料4-1

私募債 (第5回委員会、資料2-1, p15)



V. 私募債 (FISIM 対象との関連)

1. FISIM との関係

(1) 私募債の特徴

私募債は貸付の代替手段として FISIM の対象商品となりうると考えた特徴は、次のとおりである(第 1 回 FISIM 検討委員会の配布資料「参考資料」P55 参照)。

- ①公募債とは異なり、市場での発行ではないこと。
- ②私募債の価格決定は貸付と同じプロセスで決定されており、価格コントロール(金利設定)が可能であること。

(2) 種類と範囲について

- ①FISIM 対象であると考えている私募債は、縁故地方債や、取引銀行が貸付の代替として単独で保有するような私募社債であった。
- ②私募債の種類に関しては、第 1 回委員会の参考資料でも、社債の一部と地方債の一部に存在するとしていたが、この他に特殊債の一部が存在する(図表 1. 参照)。
- ③私募債保有データや私募債分のみの利子額データがないことから、制度部門別の社債の保有比率により FISIM 対象私募債の残高や利子額を配分する。

図表 1. 一覧表

	企業会計上	FISIM対象	備考
(1)社債	①公募社債	有価証券	×
	②私募社債	有価証券	○
(2)地方債	③公募地方債	有価証券	×
	④縁故債	貸付	○
	⑤証券形式	有価証券	○
	⑥証券形式	有価証券	○
(3)特殊債	⑦公募債	有価証券	×
	⑧私募特別債	有価証券	○

公募	私募	FISIM対象	備考
国債	④縁故地方債	○	証券形式についてはすでに計算に含まれている。
地方債	⑤証券形式、⑥証券形式 うち政府機関直接引き受け分	○	
政府保証債	⑧私募特別債	⊗	うち政府機関直接引き受け分
財投機関債			
普通社債	②私募社債	貸付の代替	選別手法について検討中
ABS		公算債類似	
転換社債			

注：日本証券業協会「証券業報」での区分を参考にした。なお、「証券業報」・総務省 HP によると、私募形式の債券の平成 15 年 9 月末残高は、②私募社債：7.9 兆円、⑧私募特別債 33.8 兆円、④縁故地方債 55.3 兆円(④のみ平成 15 年 3 月末)となっている。公募形式のものは、国債 522.1 兆円、地方債 21.5 兆円、政府保証債 33.8 兆円、財投機関債 4.8 兆円、普通社債 53.2 兆円、ABS1.2 兆円、転換社債 5.8 兆円、金融債 32.3 兆円となっている。

2. 推計

(1) 私募社債

取引銀行が単独で保有するような私募社債(図表1. ②参照)については、「私募債便覧」ベースでの把握について第4回 FISIM 検討委員会でその規模を報告している。同委員会で藤井委員よりご指摘のあったように、「私募債便覧」記載の社債にも様々な形態なものがある。しかしながら、平成15年9月末で2万件を超えるデータがあり、また、どの制度部門が保有しているかを把握できないため、個々の銘柄について FISIM 対象であるかどうか判別することは難しい。このため、(i). (ii). のような簡便的な選別方法を検討している。

(i). 発行額での判別

発行額が大きい私募社債については、信用力の高い発行体で、複数の金融機関が購入するような公募債に近く(金融機関は一定程度の投資金額を求めていると仮定した)、銀行が単独で引受を行うような純粋な借入の代替としての私募社債とは異なる性質のものであるとみなし、10億円以上の発行金額の私募社債については FISIM 対象外としたいと考えている。

図表2. 発行金額別現在高

発行金額	銘柄数	現存高(単位:百万円)	比率	累積
0億円以上5億円未満	20,179	5,341,324	67.2%	100.0%
5億円以上10億円未満	1,553	942,433	11.9%	32.8%
10億円以上20億円未満	732	976,614	12.3%	21.0%
20億円以上30億円未満	204	228,688	2.9%	8.7%
30億円以上40億円未満	125	243,800	3.1%	5.8%
40億円以上50億円未満	44	44,100	0.6%	2.7%
50億円以上	551	172,500	2.2%	2.2%
合計	23,388	7,949,460	100.0%	

FISIM 対象私募社債：6.2兆円＝私募社債計：7.9兆円－発行金額10億円以上：1.7兆円

(ii). 上場・非上場での判別

一定以上の信用力を有する上場(店頭公開含む)企業の発行する私募社債については、ある程度複数の金融機関が購入するような公募債に近い社債であり、銀行が単独で引受を行うような純粋な借入の代替としての私募社債とは異なる性質のものであるとみなし、上場企業発行の私募社債については FISIM 対象外としたいと考えている。

図表 3. 発行金額別残高(うち上場企業分)

発行金額	銘柄数	現存高(単位:百万円)	比率	累積
0億円以上5億円未満	943	1,196,536	55.1%	100.0%
5億円以上10億円未満	900	381,192	17.6%	44.9%
10億円以上20億円未満	579	469,284	21.6%	27.4%
20億円以上30億円未満	288	65,000	3.0%	5.8%
30億円以上40億円未満	192	60,000	2.8%	2.8%
40億円以上50億円未満	0	0	0.0%	0.0%
50億円以上	0	0	0.0%	0.0%
合計	2,902	2,172,011	100.0%	

図表 2. 3. の出所: 私募債便覧 平成 15 年 9 月末 CD-ROM 版

FISIM 対象私募社債: 5.7 兆円=私募社債計: 7.9 兆円-上場企業発行額: 2.2 兆円

(iii). (i). (ii). 両方の手法での判別

(i). (ii). の考え方両方を採用し、私募社債計から、発行金額 10 億円以上の私募社債を差し引いた後、発行金額 10 億円未満の上場企業の発行する私募社債を引く。

FISIM 対象私募社債: 4.6 兆円= (i) の FISIM 対象私募社債 6.2 兆円-発行金額 10 億円未満の上場企業の発行する私募社債: 1.6 兆円

(2) 地方債

地方債の証書形式(図表 1. ⑥参照)のものについては、すでに企業会計上「貸付」として扱われており試算に含めている。なお、地方債の証券形式のもので(図表 1. ⑤参照)、政府資金や、公営企業金融公庫という政府機関によって直接引き受けられているものがある。

公募債を発行できる地方公共団体は限定されている。現在、発行が認められているところは次の 33 団体 (平成 16 年度)。

北海道 宮城県 福島県 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県
長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 京都府 大阪府 兵庫県 広島県 福岡県 熊本県
札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 川崎市 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市
神戸市 広島市 北九州市 福岡市

(3) 特殊債

私募特別債 (図表 1. ⑧参照) は FISIM 対象であると考えている。
▽公募債 放送債券・交通債券など。

(以 上)



考え方5-C 参照利子率の計算方式

添付資料5-C-1

参照利子率 (第3回委員会、資料4, p1)

添付資料5-C-2

参照利子率の接続について



資料4

参照利子率について

1. これまでの検討

(1) 計可能と考えられる参照利子率の方式

①EU方式、②単純平均方式、③加重平均方式

の3方式であるが、前回までは、EU方式に準拠した試算を紹介した。

①EU準拠方式での試算

90年代については、運用・調達利子率の間に参照利子率が収まる安定した結果を得られた。しかしながら、80年代については、参照利子率が運用利子率を上回るという結果となった。

②③の平均方式

運用・調達利子率の間に常に位置することとなり、安定した結果が得られる。

(2) EU方式

93SNAで推奨されている方式であるが、以下のような問題点がある。

- ①日本での準拠方式においては、80年代の規制金利下ではマイナスのFISIMが発生するし、将来的にも市場金利の変化次第では一時的にマイナスのFISIMが発生する可能性があるため、このままで使用することは困難であること。
- ②預金と貸出の期間構成と参照利子率を構成する期間構成がミスマッチしているが、それを考慮しない推計手法となっていること。
- ③利息については累積額となり、残高については特定時点の残高となっており、整合的とはいえない側面を持っていること。

(3) 平均方式(①単純平均方式、②加重平均方式)

常に安定した結果を得られる(マイナスのFISIMが発生しない)方式であるが、以下のような問題点がある。

- ①参照利子率を平均で求めるため、貸し手側・借り手側のサービスの配分が実態を反映せず、機械的に決定されてしまうこと。
- ②93SNAではインターバンクレート方式や中央銀行貸出レート方式の代替案としてこの方式は認められている(93.SNA 6.129.)ものの、理論的根拠に乏しいこと。

2. 検討課題

(1) インターバンクレート方式と平均方式の対比

参照利子率については①「マイナスの FISIM」の取扱い、②93SNA での推奨方式、③貸し手・借り手へのサービス配分の 3 つの項目について、EU 準拠方式と平均方式を対比させた。

表4-1

	①計測期間中の安定性	②93SNA	③貸し手・借り手への配分
インターバンクレート方式	我が国で試算した EU 準拠方式では 80 年代について恒常的にマイナスの FISIM が発生し、また将来的にも一時的にマイナスの FISIM を産む可能性がある。	インターバンクレート方式は、93SNA での推奨方式であり、EU で採用されている。	運用利子率・調達利子率と参照利子率の関係で決定される。
平均方式	マイナスの FISIM が発生することはない。	インターバンクレートや中央銀行貸出レートが利用できない場合、代替案として 93SNA で選択することを認められている(加、豪で採用)。	平均した参照利子率で配分されるため、機械的な配分となってしまう。

(2) 我が国の EU 準拠方式

①80 年代についてマイナスの FISIM が発生することから、この方式を採用するにあたっては、「マイナスの FISIM」の取扱いがポイントとなると考えられる。なお、参考に示す今回の試算方式であれば、マイナスの FISIM が発生する年度数が減少する結果が得られている。

②93SNA 移行期の検討におけるマイナスの FISIM を認める考え方(平成 9 年 10 月 第 4 回生産・支出委員会)

- FISIM 総額のみが重要で、総額がプラスであるならばマイナスは許容される。
- 金融仲介機関がある特定の金融サービスに注力した場合一時的にマイナスになることは想定される。

③マイナスの FISIM を認めない考え方(平成 9 年 10 月 第 4 回生産・支出委員会)
経営戦略上、全体としてはプラスとなるように金融仲介機関は行動すると考えられる。

資料 5-C-2

参照利子率の接続について

従来の EU 準拠方式による「参照利子率」を基本とするが、90 年以前は単純平均方式の活用を考える。

① 2 方式をそのまま独立して年次を分けて適用する場合。89 年以前は単純平均方式、90 年以降は、これまでの EU インターバンクレート準拠方式とする。89 年と 90 年の間に計算方法の断層がある。四半期で見ると 89 年第 4 四半期と 90 年第 1 四半期との間に断層を作るということになる。→ 処理方法の考え方としてはあまり良くない。

② 従って、2 系列のリンクについて検討が必要。例えば 90 年以降の EU 準拠方式をメイン参照利子率として位置づけ、端年 90 年参照利子率をベンチマークとして 80 年代方式の単純平均参照利子率を補助系列として過去に遡及延長する方法が考えられる。可能かどうか等、運用利子率と調達利子率との間に収まるか、の検討が必要。

③ ②に問題があれば、単純平均参照利子率の全面的採用しかないかもしれない。

(注 ^{5-C-1} 5-C-1) 計算により求める参照利子率。計算方式の主要なものは単純平均と加重平均がある。ここでは EU での計算式メニューの一つである単純平均方式(Method 4a)を第一候補とした。

EU での検討時の Method 4a(単純平均)は次のように説明されている。Method 4a : 中央銀行を除く全ての金融仲介機関を利用する居住者制度部門の借入・預金利率の平均。(参考資料 1)アンケート資料 5(第Ⅲ部)より。注 1-1 の一部<参考 5-1-1-1> EU COM(2002)333final, p8 より。

(参考資料 2) 平均により求める参照利子率について。添付資料(③資料 4 p1) 参照。

平成17年7月20日
分配所得課

各国で選択されている参照利子率について

1. 93SNA

選択される利子率が国ごとに異なることを認めており、インターバンク貸出レートや中央銀行貸出レートを適切な例として紹介している(6.128)。また、「金融資産・負債の総額に比例させて配分を実行することができるし、あるいは、その他の適当な金融変数に比例的に配分することもできる」(6.129)として、参照利子率に運用・調達平均利子率を選択することと同様の結果となる方法も認めている。

2. 各国

- ・カナダ：金融仲介機関の運用・調達の残高加重平均利子率
- ・オーストラリア：預金・貸出の単純平均利子率
→理論的根拠はない。
- ・米国：金融仲介機関が受取る財務省証券レート
- ・EU：「居住者銀行間の貸付金受取利子／居住者銀行間の貸付金残高」

EUは、

Method1：「居住者銀行間の貸付金受取利子／居住者銀行間の貸付金残高」
Method2：「(居住者銀行間の貸付金利子＋金融仲介機関の発行する株式を除く証券利子)／(居住者銀行間の貸付残高＋金融仲介機関の発行する株式を除く証券残高)」
Method3：短期についてはMethod1、長期については株式を除く証券利子率
Method4a：中央銀行を除く全ての金融仲介機関を利用する居住者制度部門の借入・預金利率の平均
Method4b：Method1とMethod4aの平均
Method4c：Method2とMethod4aの平均

のMethod1～Method4cまでを検討し、結果的にMethod1を選択した。

3. 日本(案)

EUに準拠するが、データ上の制約があるため、「FISIM対象金融仲介機関の金融機関への支払利子／FISIM対象金融仲介機関の金融機関からの調達残高」とする。ただし、1989年以前ではEUが検討を行ったMethod1～Method4cの手法のうち、Method4aを利用する。

(以上)

資料 5-C-4.

EU準拠方式による、我が国参照利子率

(1) EUの参照利子率

	金融仲介機関
金融仲介機関(調達主体)	支払い利子額/調達残高

(2) 我が国の参照利子率

	金融仲介機関	その他の金融機関
金融仲介機関(調達主体)		

45.77

考え方6 マイナスのFISIM

添付資料6-1

マイナスのFISIMについての意見

(第6回委員会、資料p)



(注 6-1) マイナスの FISIM についての意見

1. 93SNA 移行期の検討。

① 負の FISIM ばかり得ない。という考え方と、一部に「一時的にも発生するものを認めないのはおかしい。」の意見があった。

添付資料 6-2(①参考資料 p59)参照。

2. FISIM 委員会での議論。

(1)

- ① 利子算定式を考えれば、利子でマイナスであったとしても、為替レートでの期待利益がある。やはり理論的に参照利子率をどういふものか定義しておく必要がある。
- ② 輸出入 FISIM については、EUROSTAT 提案においても、唯一の参照利子率を放棄しているように考えられる。
- ③ ノンバンクのような預金による資金調達をしない機関ではマイナスの FISIM が生まれる。
- ④ 内部補助の可能性のある一つの制度部門内部のマイナスの FISIM と、全体としてのマイナスの FISIM を一緒にしてはいけない。
- ⑤ マイナスの FISIM を合理的に説明でき、そのマイナスの FISIM を生んだ参照利子率が本当の参照利子率であると合理的に説明できるのであれば、参照利子率の方式は EU 準拠方式でよい。しかしながらマイナスの FISIM およびマイナスの FISIM を生んだ参照利子率についての合理的な説明は困難であると考えるので、マイナスの FISIM の発生は認めるべきではない。
- ⑥ 1980 年代の参照利子率が運用利回りを上回っているのは、規制等の問題があるためである。
- ⑦ ノンバンクの借り手 FISIM がマイナスになる問題については、実際に計算をして例を用いてどんな問題が生じるかを議論すべき。またマイナスの FISIM については、ネットでの問題なのか、グロスでの問題なのかをはっきりさせて議論したい。
- ⑧ 参照利子率に関して、輸出が絡むと為替の影響でマイナスが出てきてしまう。豪州は商品扱いをしてマイナスであるとそれを除くとしているが、マイナスの解釈があつてもよい。

3.

(1) 80 年代のマイナスの FISIM

- ① 説明や解釈は難しく、EU 規制基準の実行可能性に重大な疑問を生じさせる。参照利子率に関する EU 規制基準を採用しないというのが、適切な対応である。
- ② SNA 自体もマイナスの FISIM が出ることは予想していなかったと思う。マイナスの FISIM の解釈は私にはうまい説明が見出せない。FISIM がそもそも登場してき

たことの意味を考えるならば、それは金融サービスをすべて中間需要とするのではなくて、中間および最終需要に分割することであると考えられる。従って、SNA 及び EU の FISIM 計算方式がうまくいかないならば、新たに日本案をもって対処するほうが良いし、例えば I-O 表や 1968 以前での日本の国民所得勘定での方式。

③ 別紙に説明してある。

i) 参照利子率がリスクプレミアムを含まない形となっているために、ノンバンクのように調達利子率にリスクプレミアムが大きく含まれている場合に、マイナスの FISIM が発生してしまう。

ii) ノンバンクに融資する機関に対して、狭義のサービスを生産しているが、リスクを負わせていることから、マイナスの生産をしている、ということになっている。

iii) 最も根本的な対応としては、参照利子率をリスクプレミアムを含む形にすることが考えられる。しかし、それが無理でも、何らかの形で運用と調達の間の値(平均など)をとることで、参照利子率にリスクプレミアムを含んだものに近い形とできるのではないかと思う。

④ 事実を明確に示す(理由は併記する)ことで良いとおもっています。不確かな推論、大胆な仮定等の議論は避けた方がよい。むしろ、こうしたことが発生する各指標の動向を詳しく示したほうが良い。

(2) ノンバンク調達側のマイナスの FISIM

- ① ノンバンクは銀行から資金調達(A 円)をしているケースを考えてみる(下図)。この時、銀行とノンバンクが一緒になってしまえば、 $A(\text{運用利子率(ノン)} - \text{参照利子率})$ の FISIM が運用側に発生することになる。従って、銀行とノンバンクを分離している場合には、銀行には $A(\text{運用利子率(銀)} - \text{参照利子率})$ だけ運用側に FISIM が発生し、ノンバンクには $A(\text{運用利子率(ノン)} - \text{調達利子率(ノン)})$ だけ運用側に FISIM が発生すると考えることができる。このケースでは、ノンバンクの場合は調達側に FISIM は発生しない。

- ②ノンバンクに限らず、金融仲介機関の非明示産出の指標は、伝統的帰属サービス概念（グローバルFISIM、要するに利子マージン）あるいはそれを（リスクプレミアム分について）修正したものでよい。参照利子率によってそれを配分しようとしたために生じる問題である。

EU基準の立場にたつと、計算上の調達利子率はあくまで参照利子率なので、運用利子率と参照利子率との差が産出になる。金融仲介機関から資金調達をした場合（調達利子率>参照利子率）には、大森氏が前回会合で正確に説明したように、FISIMの中間消費になる。しかし、調達が金融仲介機関外からであった場合（たとえば、商社からの借り入れ）、FISIMの中間消費は記録されないから、ノンバンクのFISIM関連付加価値は、過大評価されることになるだろう。そうでない場合でも、ノンバンクのFISIM産出は過大評価されたことになるであろう。いずれにせよ、EU基準（93SNAオリジナル方式でなく）では、調達側は預金形態の負債しか認めていないので、ノンバンクに関してマイナスのFISIMが発生することはない。

ノンバンクがインターバンクレート（参照利子率）で資金調達できず、より高い利子率における調達を強いられ、さらに高い利子率で、リスクの高い資産運用を行なう可能性が高いという現実を、EU基準方式（参照利子率方式）は、適切に記述しているのだろうか？高価格のサービスを供給し、FISIMを銀行に支払えば、好きなだけ、資金調達できるというのが、ノンバンクの実態であろうか？

- ③SNA自体もマイナスのFISIMが出ることは予想していなかったと思う。マイナスのFISIMの解釈は私にはうまい説明は見出せない。FISIMがそもそも登場してきたことの意味を考えるならば、それは金融サービスを全て中間需要とするのではなくて、中間及び最終需要に分割することであると考えられる。従って、SNAおよびEUのFISIM計算方式がうまくいかないならば、新たに日本案をもって対処する方が良く、例えば、I-0表や1968SNA以前での日本の国民所得勘定での方式。
- ④リスクプレミアムを考慮した参照利子率を用いればほとんどのケースでFISIMはプラスに出てくるはずですが、生産のなかにリスクプレミアムが入ってきているためにこの問題が起こっていると考える。
- ⑤(1)マイナスのFISIMは誰でも気になる。最終的には利用者の判断に必要な情報を提供することが、この委員会の役割と思う。事実の説明はこの委員会で行うべき。(2)ノンバンクの結果は、これ自身現実を示しているわけであり、通常のバンクと異なる形で営業されている。単独（内訳でも可）部門を設定してはどうか。(3)ノンバンクは参照利子率と関係なく、調達利子率と運用利子率の差で活動しているので、ノンバンク全体のFISIMは正となる（調達FISIMは参照利子率からみるので負になっても）。解釈できれば良いと考える。

考え方7 FISIMの配分

添付資料7-1

記録の比較 (第1回委員会、参考資料p27)

添付資料7-2

FISIMの配分 (第2回委員会、資料5, p1)

添付資料7-3

FISIMの配分 (第3回委員会、資料5, p1)



添付資料7-1

図表1-4 記録の比較

<1>帰属利子方式

16.07.22

		中間需要				欄外)帰属利子	最終需要			生産額
		製造業	金融	サービス業	計				計	
中間投入										
	中間投入計				K95	K95	K0		K95	
付加価値			K95		ΔK95	K0				
生産額			K95		K0	K95				

(注) 実際のI-O表では帰属利子の消費先を各産業の中間消費としている。
ここではSNAの帰属利子処理を、I-O的フレームに当てはめている。

<2>FISIMの導入による「増減」

		中間需要				計	最終需要			生産額
		製造業	金融	サービス業					計	
中間投入	FISIM(金融)	F25	F30	F15		F70	F18	F2	F20	F90
付加価値		ΔF25	F60	ΔF15		F20				
生産額			F90			F90				

(元Fisim委, 添付資料内)
(27).

資料5

FISIMの配分方法と実質化の考え方

I. FISIMの配分

1. 制度部門への配分

(1) 93SNAでの定義

「(a)金融仲介機関がその資金を貸出す利用者単位について、貸付等に対して実際に課せられた利子と参照利子率が用いられる場合に支払われるはずの額との差額。(b)金融仲介機関がその資金を借入れる利用者単位について、参照利子率が用いられる場合にそのような人々が受取るはずの利子と実際に彼らが受取った利子との差額。(6.127)」を計算し、それを用いて産出総額を配分するとしている。

(2) 対応

① EU案

93SNAでの勧告従う形で、EUにおいても制度部門ごとに金融仲介機関との取引に係る受取・支払利子、運用・調達残高からFISIMを計測することが勧告されている。

② その他

データの入手が困難なため、残高のみで配分する方法を採用している国もある。

③ 我が国

基礎統計から、各制度部門と金融仲介機関の間の受取利子、支払利子を完全に捕捉することは困難である。このため、2003年推計では、FISIMの国内消費総額を、補助的情報を使って制度部門別に配分を行う方法をとっている。

<具体的な手法>

FISIMの国内消費総額を、借り手側、貸し手側それぞれについて、以下の方法で分割している。

ア. 資金の借り手側のFISIMの配分については、

- ・各制度部門から金融機関(金融仲介機関の他、保険会社等を含む)への支払利子・金融機関からの借入残高を推計。
- ・参照利子率を用いて制度部門別のFISIM'を計測。
- ・このFISIM'に従って借り手FISIMの国内消費総額を制度部門別に配分。

～当該手法を選択した理由～

金融機関の貸出のうち、金融仲介機関の貸出が占める比率は非常に大きいため、この方法でも概ね適切な結果が得られると考えている。

イ. 資金の貸し手側の FISIM の配分については、

- ・各制度部門が金融仲介機関から受取った利子の把握は困難であるため、各制度部門の保有する FISIM 対象金融資産(預金及び金融債)の残高に従って貸し手側の FISIM の国内消費総額を配分。

～当該手法を選択した理由～

制度部門別の受取利子率が同じであれば、制度部門別に受取利子、運用残高から FISIM を推計することと、総額を資産残高で分割することは同じ結果になる。実際に、貸出金利とは異なり、預金金利の場合は、制度部門別にそれほど大きな差はないと考えられるため、この方法によっても概ね適切な結果が得られると考えている。

2. 家計部門の分割

(1) 家計部門の FISIM

家計部門の FISIM は、更に消費者家計と家計企業(個人企業と住宅サービスの生産者)に分割される必要がある。

○消費者家計⇒最終消費支出に配分 家計企業⇒間消費に配分

資金の貸し手側で、これらを区別した預金残高等の基礎統計の不足から、配分が困難となっている国も多い。

(2) 我が国の対応

①資金の借り手側の FISIM の分割については、

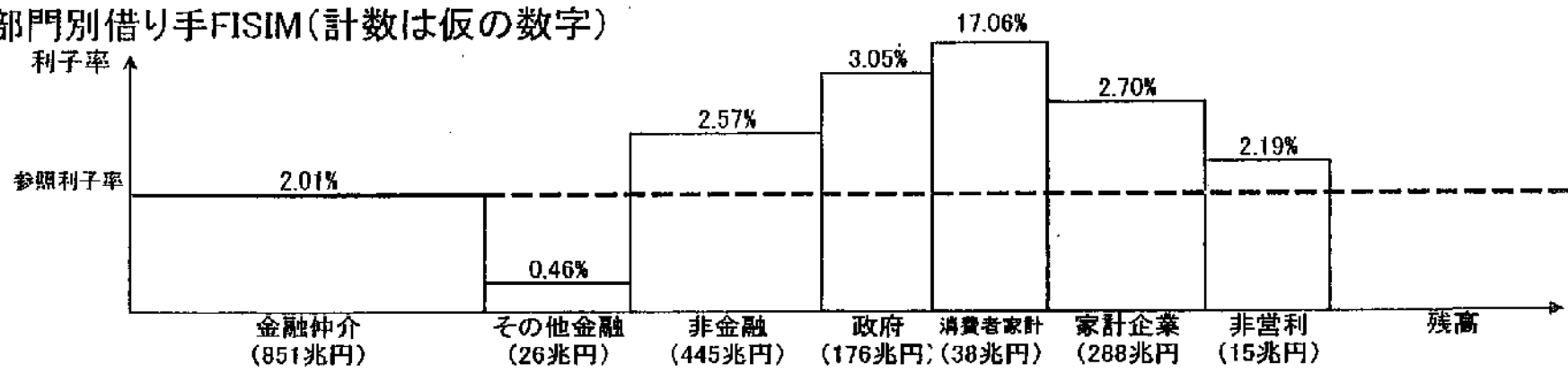
- ・制度部門への配分同様、金融機関(金融仲介機関の他に生命保険会社等を含む)に対する、a)消費者信用、b)住宅ローン、c)個人企業向け貸出の残高、利子を推計して、FISIM' を計測し、その値に従って家計部門の金額を分割している。

a)⇒消費者家計に配分 b)及び c)⇒家計企業に配分

②資金の貸し手側の FISIM の分割については、

- ・資金循環勘定からは消費者家計、家計企業別の預金残高は得られないため、補助的情報を用いて推計した預金残高により分割する方法を探っている。
- ・世帯を対象としたサーベイ調査である貯蓄動向調査(総務省)及び全国消費実態調査(総務省)を利用して、世帯の属性別の預金残高が把握できる。勤労者世帯などは消費者家計と、個人営業世帯、農林漁家世帯などは家計企業とみなすことで、それぞれの預金残高を推計し、そうして得られた消費者家計、家計企業別の預金残高の比率に従い家計部門の金額を分割した。

制度部門別借り手FISIM(計数は仮の数字)



(以下略)

資料5**配分・表章および実質化の考え方について(手法の紹介)**

1. 配分

(1) 制度部門への配分

① 93SNAでの定義

「FISIMを様々な利用者に配分する場合、取るべきひとつの可能性は、現実の支払利子率・受取利子率と「参照」利子率との差額に基づいて配分することである。必要な情報が利用可能である場合、以下の推計値を計算し、それをを用いて産出総額の配分を行う。(a)金融仲介機関がその資金を貸出す利用者単位について、貸付等に対して実際に課せられた利子と参照利子率が用いられる場合に支払われるはずの額との差額。(b)金融仲介機関がその資金を借入れる利用者単位について、参照利子率が用いられる場合にそのような人々が受取るはずの利子と実際に彼らが受取った利子との差額(6.127)」

② EU案

制度部門ごとに、金融仲介機関との取引に係る受取・支払利子、運用・調達残高からFISIMを計測することが勧告されている。

③ その他

カナダのように、これらのデータの入手が困難なこともあり、残高のみで配分する方法を採用している国もある。

④ わが国

基礎統計から、各制度部門と金融仲介機関の間の受取利子、支払利子を完全に捕捉することは困難である。このため、FISIMの国内消費総額を、補助的情報を使って制度部門別に配分を行う方法をとった。

(2) 手法の紹介(制度部門別)

FISIMの国内消費総額を推計し、この国内消費総額を、借り手側、貸し手側それぞれについて、以下の方法で分割した。

① 資金の借り手側のFISIMの配分については、各制度部門から金融機関(金融仲介機関の他、保険会社等を含む)への支払利子・金融機関からの借入残高を推計し、参照利子率を用いて、制度部門別のFISIM'(仮計算値)を計測した。

② このFISIM'に従って借り手FISIMの国内消費総額を制度部門別に配分した。

* 金融機関の貸出のうち、金融仲介機関の貸出が占める比率は非常に大きいため、この方法でも概ね適切な結果が得られると考えられる。

③資金の貸し手側の FISIM の配分は次の方法で行った。各制度部門が金融仲介機関から受取った利子の把握は困難であるため、各制度部門の保有する FISIM 対象金融資産(預金及び金融債)の残高に従って貸し手側の FISIM の国内消費総額を配分した。

* 制度部門別の受取利率が同じであれば、制度部門別に受取利子、運用残高から FISIM を推計することと、総額を資産残高で分割することは同じ結果になる。実際に、貸出金利とは異なり、預金金利の場合は、制度部門別にそれほど大きな差はないと考えられるため、この方法によっても概ね適切な結果が得られると考えられる。

(3)家計部門の分割

家計部門の FISIM は、更に消費者家計と家計企業(個人企業と住宅サービスの生産者)に分割される必要がある。前者は最終消費支出に配分され、後者は中間消費に配分される。この家計部門の分割は、特に、資金の貸し手側で、これらを区別した預金残高等の基礎統計の不足から、困難となっている国も多く、一部、補助的情報を用いて推計する必要がある。

(4)手法の紹介(家計部門)

①資金の借り手側の FISIM の分割は(1)の制度部門への配分同様、金融機関(金融仲介機関の他に生命保険会社等を含む)に対する、a)消費者信用、b)住宅ローン、c)個人企業向け貸出の残高、利子を推計して FISIM' を計測し、その値に従って(1)で得られる家計部門の金額を分割した。a)が消費者家計に、b)及び c)が家計企業に配分される。

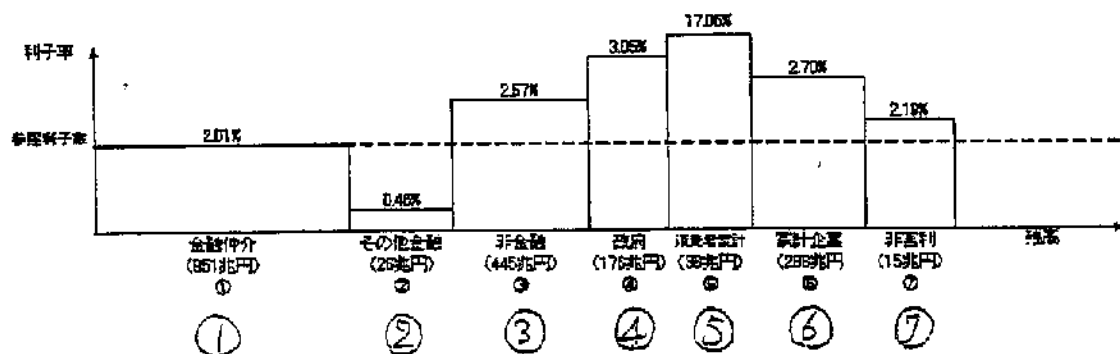
②資金の貸し手側の FISIM の分割は、資金循環勘定からは消費者家計、家計企業別の預金残高は得られないため、補助的情報を用いて推計した預金残高により分割する方法を採った。世帯を対象としたサーベイ調査である貯蓄動向調査(総務省)及び全国消費実態調査(総務省)を利用して、世帯の属性別の預金残高が把握できる。勤労者世帯などは消費者家計と、個人営業世帯、農林漁家世帯などは家計企業とみなすことで、それぞれの預金残高を推計し、そうして得られた消費者家計、家計企業別の預金残高の比率に従い、(1)で得られた家計部門の金額を分割した。

図表5-1. FISIMの制度部門別消費額

単位: 10億円

	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
国内総消費	11,466	14,523	14,981	15,332	17,368	18,778	19,389	19,382	19,802	19,549	20,799	23,328
借入手	6,487	8,935	10,370	11,366	12,233	10,902	10,157	10,452	11,782	10,887	11,207	11,073
貸し手	4,979	4,588	4,611	3,966	5,135	7,876	9,212	8,931	8,020	8,752	9,592	12,255
輸出額	327	324	313	301	409	484	630	680	858	487	548	547
借入手	131	178	187	210	272	270	328	354	424	330	353	336
貸し手	196	144	126	91	137	214	302	306	234	157	195	204
輸入額	191	213	236	225	290	338	363	401	438	310	364	466
借入手	65	107	123	144	178	163	170	201	258	181	182	218
貸し手	127	106	113	81	113	177	192	199	181	149	172	248
国内消費	11,331	14,412	14,906	15,257	17,249	18,633	19,102	19,123	19,582	19,472	20,815	23,253
借入手	6,421	8,883	10,306	11,300	12,138	10,784	10,000	10,289	11,616	10,728	11,046	10,965
貸し手	4,909	4,550	4,599	3,956	5,111	7,839	9,102	8,824	8,824	8,744	9,589	12,298
金融機関(A)	408	407	446	426	550	725	798	790	732	507	485	811
借入手	47	88	89	120	152	137	146	172	169	-46	-93	-80
貸し手	362	320	346	306	398	588	652	618	563	553	553	671
非金融法人(B)	5,258	7,221	6,341	5,828	5,984	5,174	4,381	4,210	4,500	4,153	4,452	4,182
借入手	4,282	6,343	5,528	5,198	5,165	3,838	2,978	2,918	3,341	2,879	3,101	2,444
貸し手	1,006	878	813	681	819	1,236	1,402	1,294	1,159	1,274	1,351	1,738
一般政府(C)	540	558	1,038	1,368	1,779	2,382	2,782	2,761	2,869	3,070	3,272	3,723
借入手	-194	-158	293	713	927	1,077	1,230	1,267	1,494	1,552	1,604	1,623
貸し手	733	712	745	654	853	1,306	1,533	1,504	1,375	1,518	1,668	2,100
家計	4,939	5,990	6,844	7,407	8,706	10,122	10,933	11,161	11,288	11,543	12,213	14,471
借入手	2,266	3,472	4,267	5,163	5,787	5,593	5,613	5,935	6,550	6,299	6,387	6,898
貸し手	2,673	2,517	2,577	2,238	2,919	4,530	5,319	5,227	4,717	5,245	5,826	7,574
内消費家計(D)	3,115	4,070	4,524	4,593	5,685	7,322	8,157	8,489	8,478	8,826	9,081	10,744
借入手	1,124	2,180	2,536	2,848	3,385	3,744	3,863	4,382	4,728	4,569	4,418	4,808
貸し手	1,991	1,910	1,989	1,744	2,300	3,578	4,194	4,087	3,749	4,257	4,643	5,936
内家計企業(E)	1,824	1,919	2,320	2,808	3,021	2,801	2,775	2,892	2,780	2,717	3,152	3,727
借入手	1,142	1,312	1,732	2,315	2,402	1,849	1,650	1,553	1,822	1,720	1,989	2,090
貸し手	682	607	588	494	619	951	1,125	1,139	968	968	1,163	1,637
対家計長期非営利(F)	185	239	237	234	229	229	229	200	214	198	212	268
借入手	49	117	119	138	108	49	32	19	62	45	47	50
貸し手	135	122	118	96	122	180	187	181	152	154	165	216
中間消費(A+B+E)	7,491	9,547	9,108	8,063	9,556	8,700	7,954	7,892	8,022	7,377	8,070	8,520
借入手	5,441	7,741	7,358	7,603	7,719	5,925	4,776	4,641	5,331	4,563	4,577	4,474
貸し手	2,050	1,806	1,747	1,460	1,836	2,775	3,178	3,052	2,691	2,814	3,093	4,046
最終消費(C+D+F)	3,840	4,865	5,799	6,194	7,693	9,933	11,149	11,430	11,561	12,095	12,545	14,733
借入手	980	2,121	2,947	3,697	4,419	4,870	5,225	5,658	6,285	6,186	6,068	6,481
貸し手	2,860	2,744	2,851	2,496	3,274	5,063	5,924	5,772	5,276	5,929	6,478	8,252

図表5-2. 制度部門別借り手 FISIM(計数は仮の数字)



2. 配分の表章形式

(1) 従来との対比

表5-2～5-4のような形で、FISIMの配分前と後で計数の変化が生じる。

(2) 検討課題

所得支出勘定における各制度部門間の利子の受払いは、参照利子率による受払いとなり、実際に各制度部門が受払いしている利子とは異なる形での表章となる。このため、SNAの利用者に従来とは扱いが異なっていると説明を充分に行う必要がある。

表5-3. 一國經濟の所得支出勘定の変化

(2001年度確々報値ベース、単位10億円)

	FISIM配分前	FISIM配分後	
第1次所得の配分勘定			
財産所得(支払)	104,817	106,117	
内利子	83,001	84,301	—金融機関の貸し手FISIM産出分増加、全制度部門の借り手FISIM消費分減少—①
第1次所得バランス(純)	406,025	420,758	—①②③の結果、全制度部門のFISIM最終消費分が増加—④
支払	510,842	526,875	
営業余剰・混合所得(純)	87,324	102,132	—金融機関のFISIM産出分増加、全制度部門のFISIM中間消費分減少—②
雇員報酬	271,860	271,860	
生産・輸入品に課される税—補助:	38,295	38,295	
財産所得(受取)	113,363	114,588	
内利子	89,416	90,641	—金融機関の借り手FISIM産出分減少、全制度部門の貸し手FISIM消費分増加—③
受取	510,842	528,875	
所得の第2次分配勘定			
経常移転(支払)	268,280	268,280	
可処分所得(純)	405,527	420,260	—④の結果、全制度部門のFISIM最終消費分が増加—⑤
支払	674,787	689,520	
第1次所得バランス(純)	406,025	420,758	—①②③の結果、全制度部門のFISIM最終消費分が増加—④
経常移転(受取)	268,762	268,762	
受取	674,787	689,520	
可処分所得の使用勘定			
最終消費支出	372,136	386,869	—全制度部門のFISIM最終消費分が増加—⑤
年金基金準備金の変動(支払)	1,973	1,973	
貯蓄(純)	33,391	33,391	—⑤、⑥の結果、変化なし
支払	407,500	422,233	
可処分所得(純)	405,527	420,260	—④の結果、全制度部門のFISIM最終消費分が増加—⑤
年金基金準備金の変動(受取)	1,973	1,973	
受取	407,500	422,233	

表5-4. 金融機関の所得支出勘定の変化

(2001年度確々報値ベース、単位10億円)

	FISIM配分前	FISIM配分後	
第1次所得の配分勘定			
財産所得(支払)	47,776	60,091	
内利子	37,000	49,315	一生産者としての貸し手FISIM産出分増加、消費者としての借り手FISIM消費分減少①
第1次所得バランス(純)	18,090	18,090	一①②③の結果、変化なし
支払	65,868	78,180	
営業余剰(純)	-8,129	14,588	一生産者としてのFISIM産出分増加、消費者としてのFISIM消費分減少②
財産所得(受取)	73,994	63,592	
内利子	71,155	60,753	一生産者の借り手FISIM産出分減少、消費者としての貸し手FISIM消費分増加③
受取	65,868	78,180	
所得の第2次分配勘定			
経常移転(支払)	15,485	15,767	以下、変化なし
可処分所得(純)	17,608	17,837	
支払	33,183	33,605	
第1次所得バランス(純)	18,090	18,667	
経常移転(受取)	15,093	14,838	
受取	33,183	33,605	
可処分所得の使用勘定			
年金基金準備金の変動(支払)	1,793	1,944	
貯蓄(純)	15,729	15,893	
支払	17,688	17,837	
可処分所得(純)	17,688	17,837	
受取	17,688	299,153	

表5-5. 家計の所得支出勘定の変化

(2001年度確々報値ベース、単位10億円)

	FISIM配分前	FISIM配分後	
第1次所得の配分勘定			
財産所得(支払)	15,210	8,312	
内利子	14,848	7,850	一家計全体の借り手FISIM消費分減少①
第1次所得バランス(純)	328,814	339,560	一①②③の結果、借り手・貸し手FISIM最終消費分増加②
支払	344,024	347,872	
営業余剰・混合所得(純)	50,918	47,191	一家計全体のFISIM中間消費分減少②
雇員者報酬	271,860	271,860	
財産所得(受取)	21,247	28,821	
内利子	6,095	13,669	一家計全体の貸し手FISIM消費分増加③
受取	344,024	347,872	
所得の第2次分配勘定			
経常移転(支払)	119,190	119,190	
可処分所得(純)	296,345	307,091	一②の結果、借り手・貸し手FISIM最終消費分増加③
支払	415,535	426,281	
第1次所得バランス(純)	328,814	339,560	一①②③の結果、借り手・貸し手FISIM最終消費分増加②
経常移転(受取)	86,721	86,721	
受取	415,535	426,281	
可処分所得の使用勘定			
最終消費支出	278,803	288,549	一消費性家計のFISIM最終消費分増加④
貯蓄(純)	19,515	18,515	一④、⑤の結果、変化なし①
支払	298,318	308,064	
可処分所得(純)	296,345	307,091	一④の結果、借り手・貸し手FISIM最終消費分増加④
年金基金準備金の変動(受取)	1,973	1,873	
受取	298,318	308,064	
(参考)貯蓄率	6.5%	6.3%	一④、①の結果、低下

③ 5-5

(以下略)
<2-13>

<制度部門別 借り手FISIM'>

	1980年度	1981年度	1982年度	1983年度	1984年度	1985年度	1986年度	1987年度	1988年度	1989年度
内金融仲介機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内その他金融機関	28,259	27,974	28,787	-19,193	-54,473	-16,045	-39,804	-63,614	-43,828	-54,132
内消費者家計	1,143,219	1,605,943	1,992,482	2,526,041	2,601,408	2,653,677	2,814,848	2,673,783	2,762,718	2,279,490
内家計企業	1,060,819	1,042,208	1,523,638	1,642,984	1,685,122	2,014,075	2,695,204	2,689,360	2,483,673	1,253,801
①～⑤合計	6,818,080	7,031,705	8,028,475	9,532,166	9,122,391	9,808,332	10,585,006	10,876,929	11,797,372	9,052,487

	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度
内金融仲介機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内その他金融機関	40,195	-20,233	-82,497	-83,524	-95,639	-83,118	-30,346	-46,557	-158,164	-271,571
内消費者家計	2,371,535	3,103,662	3,239,500	3,532,869	3,898,125	4,143,049	4,281,730	4,506,057	4,732,267	4,938,848
内家計企業	2,025,977	1,406,458	2,073,019	3,301,195	3,419,322	2,407,440	2,176,828	1,654,463	1,872,044	1,823,006
①～⑤合計	13,337,452	12,648,701	12,181,837	14,186,962	14,532,652	12,285,848	11,803,874	11,007,780	12,191,612	12,134,521

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
①金融機関				
内金融仲介機関	0	0	0	0
内その他金融機関	-325,625	-379,491	-342,045	-81,654
②非金融法人				
③一般政府				
④家計				
内消費者家計	5,082,430	5,295,777	5,494,305	5,437,231
内家計企業	2,192,825	2,183,331	2,340,933	2,611,372
⑤対家計民間非営利				
①～⑤合計	13,904,680	12,579,738	13,345,642	14,108,980

27-14)